

平群町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度による平群町（以下、「本町」という）への寄附の促進と地元特産品の販売促進、観光PRなどの地域振興に繋げるために、寄附者への返礼品として贈呈する商品やサービス（以下、「返礼品」という）を発送することに協力いただける事業者（以下、「協力事業者」という）を募集します。

2. 協力事業者の要件

下記の要件全てに適合していること。ただし、本町が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること
- (2) 町税等の滞納がないこと
- (3) 事業所、工場が町内にある法人または個人事業主（以下、「町内事業者」という。）であること。ただし、町長が協力事業者として適当であると認めた場合はこの限りではない。
- (4) 適切に品質検査を行っており、責任を持って品質の良い返礼品の供給ができる者
- (5) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

3. 募集する返礼品の要件

下記の要件全てに適合していること。ただし、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は出品できないことがあります。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）に適合するものであること
- (2) 地域経済の活性化、本町の魅力発信、観光誘客等に資するもの
- (3) 品質及び数量が一年を通じて安定的に確保できること。ただし、季節性のものや限定期品など、あらかじめ定められた条件を設ける場合は、その範囲内においてこれを確保できること
- (4) 生鮮食品など消費期限のあるものについては、適切な状態で寄附者が返礼品を受取ることができるよう配慮されていること

4. 募集する返礼品の価格および寄附額の設定

- (1) 下記＜表1＞の価格帯を参考に返礼品を企画のうえ提案してください。
- (2) 本町が事業者に支払う返礼品価格は、梱包代を含む税込価格とし、通常販売されている小売・店頭価格と同等またはそれ以下としてください。

(3) <表1>に定めのないものについては、事業者と本町にて協議のうえ決定します。

(4) 寄附額は、<表1>を基本として、本町が決定します。

<表1>

| 返礼品価格（税・梱包込） | 寄附額 |
|--------------|-------------|
| 3,000円 以下 | 10,000円 以上 |
| 6,000円 以下 | 20,000円 以上 |
| 9,000円 以下 | 30,000円 以上 |
| 15,000円 以下 | 50,000円 以上 |
| 30,000円 以下 | 100,000円 以上 |
| 60,000円 以下 | 200,000円 以上 |
| 90,000円 以下 | 300,000円 以上 |
| 150,000円 以下 | 500,000円 以上 |

5. 費用負担

(1) 返礼品の代金と送料は、本町が全額負担します。

(2) 寄附者からの返礼品の品質等に関するクレームに対し、商品の回収及び再配送、代替品等による補償、交換その他苦情対応を行う場合、これに要する費用は協力事業者が負担することとし、町は一切の責任を負いません。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

6. 協力事業者のメリット

(1) 本町ホームページ及びふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス等）に返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。※1

(2) 主なサイト掲載や情報更新の作業は町サイドで行うため、煩わしいサイト管理の必要がありません。※2 掲載手数料も町が負担するので、無理なく販路拡大ができます。

(3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

※1 掲載順序は指定できません。

※2 一部ポータルサイトによっては例外があります。

7. 掲載するふるさと納税ポータルサイト

ポータルサイトは下記に限らず、今後増減することがあります。

- (1) ふるさとチョイス
- (2) 楽天ふるさと納税
- (3) セゾンのふるさと納税
- (4) ふるなび

(5) さとふる（※さとふるのみ、事業者によるサイト掲載や情報更新が必要）

8. 申込期間

随時

9. 申込み方法

(1) 書類提出先

平群町総務部まち未来推進課

住所：〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

TEL：0745-45-1002 FAX：0745-45-6619

(2) 申請書類

①平群町ふるさと納税協力事業者申込書

②平群町ふるさと納税返礼品登録シート

10. 協力事業者の選考方法

協力事業者の要件及び返礼品の要件を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

11. 個人情報の保護

(1) 協力事業者は、この事業による業務を遂行するために、個人情報の取り扱いについては、平群町個人情報の保護に関する法律施行条例並びに関係法令を遵守してください。

(2) 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品送付以外の目的に使用することはできません。ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

12. 事業者登録及び返礼品登録の解除

下記の場合は、事業者の登録及び返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

(1) 協力事業者または返礼品が本要項2または3に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(3) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本町が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。

(4) その他、本町のふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

13. その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告するものとします。

- (2) 協力事業者は、商品の品質等について、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については本町へ報告するものとします。
- (3) 食品の返礼品を取り扱う事業者については、食品の産地名を適正に表示するとともに本町が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）を行うことができるものとします。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとします。